

京都先端科学大学 学友会会則 細則

本則は学友会総則の補足事項について定めたものである

第1章 組織

第1節 全学学生大会

第1条 審議事項

全学学生大会は次の事項を審議する。

- 本会会則の改正に関する事項
- 前年度学友会援助金決算報告書及び今年度学友会援助金割り当てに関する事項
- 課外活動団体の昇格・降格に関する事項
- その他全学学生大会が必要と認めた事項

第2条 開催規定

1. 定期大会の開催

定期大会は毎年6月第2水曜日に開催する。

2. 開催の告示

定期大会開催の告示は大会当日の2週間前までに中央委員会議長が行う。

臨時大会開催の告示は大会当日の1週間前までに中央委員会議長が行う。

3. 議長団

全学学生大会の開催にあたり、議事の進行役として議長団を設置するものとする。

議長団は、中央委員会議長により任命された1名以上で構成する。

第2節 学友会幹部会

第3条 審議内容

学友会幹部役員会議は次の事項を審議する。

- 本学課外活動団体の新設廃止に関する事項
- 各機関及び課外活動団体の活動内容に関する事項
- その他中央委員会が必要と認めた事項

第4条 公示

学友会幹部会において決議された事項は必要に応じて公示する。

第5条 議決

1. 学友会幹部会の議決はすべて中央委員会議長に委ねる。
2. 学友会幹部会における議決権は議長を除くすべての幹部役員が保有する。
3. 本会議の決定は中央委員会議長の承認を必要とする。会議の終了を以て承認とする。
4. 議長は議事について、審議や調査が不十分であると判断した場合、理由を明確にした上で承認した審理を差し戻すことができる。
5. 学友会幹部会において中央委員会議長は拒否権を認める。
6. 同じ案件について2度の拒否権が施行された場合その案件について中央委員会議長の裁量に委ねる。

第3節 中央委員会

第6条 目的

中央委員会は、次の事項に関する活動をする。

- 学友会機関の統括に関する事項
- 全学学生大会で決議された事業に関する事項
- その他、学友会庶務に関する事項

第7条 役員

中央委員会は、次の幹部4役員を以て構成する。

- 中央委員会議長 1名
- 中央委員会副議長 1名
- 中央委員会会計部長 1名
- 中央委員会監査部長 1名

また、上記の構成員のほかに一般委員を置くことができる。

第8条 選任規定

議長 学友会幹部会役員の内立候補によって選出する。

副議長 学友会機関内から互選する。

会計部長・監査部長 学友会会計及び監査経験者又は中央委員会経験者から選出する。

選出により役員数に不足が生じた機関は、それを補充する。

原則、各機関の最高責任者との兼任は認めない。

第9条 欠員補充

中央委員会の欠員は30日以内に補充する。選出は学友会幹部役員より行う。

第4節 執行委員会

第10条 目的

執行委員会は本会の最高執行機関である。

執行委員会は次の事項に関する活動を行う。

- 全学学生大会の決議事項
- 学友会幹部会の決議事項
- 京都亀岡キャンパス内クラブハウス棟、部室、委員会室及び付随する設備を全学学生の自主的自治活動を展開する場として開放する事業
- 備品の貸し出し
- 委員会室等の鍵の貸し出し

第11条 役員

執行委員会は、次の幹部4役員を以て構成する。

- 執行委員会委員長 1名
- 執行委員会副委員長 1名
- 執行委員会会計 1名
- 執行委員会監査 1名

また、上記の構成員の他に一般委員を置くことができる。

第12条 選任規定

執行委員会の委員長は幹部会所属1年以上の者の中から選出する。

その他の役員の選任にあたり、制限は設けない。

第13条 欠員補充

執行委員会の欠員は30日以内に補充する。選出は学友会幹部役員より行う。

第5節 文化・体育連合協議会

第14条 目的

文化・体育連合協議会は学友会公認の課外活動団体による協議会である。

文化・体育連合協議会は課外活動の活性化の為、定期的に会議を開く。これを文化・体育連合協議会会議と呼称する。

第15条 役員

文化・体育連合協議会は、次の役員を以て構成する。

- 文化・体育連合協議会幹事長 1名
- 文化・体育連合協議会副幹事長 1名
- 文化・体育連合協議会会計 1名
- 文化・体育連合協議会監査 1名

また、上記の構成員の他に一般委員を置くことができる。

第16条 選任規定

各役員の選任方法は活動団体からの立候補制とする。

立候補者がいない場合、幹事長の采配に委ねる。

第17条 欠員補充

各役員の欠員補充に関しては幹事長の采配に委ねる。

但し、最終決定には学友会幹部会の承認を必要とする。

第6節 龍尾祭実行委員会

第18条 目的

龍尾祭実行委員会は、次の事項に関する活動をする。

- 学園祭（龍頭祭・龍尾祭）の企画・運営

第19条 役員

龍尾祭実行委員会は、次の幹部4役員を以て構成する。

- 龍尾祭実行委員会委員長 1名
- 龍尾祭実行委員会副委員長 1名
- 龍尾祭実行委員会会計 1名
- 龍尾祭実行委員会監査 1名

また、上記の構成員の他に一般委員を置くことができる。

第20条 選任規定

各役員は選挙にて選出する。

選挙の立候補権は、龍尾祭実行委員として龍尾祭を経験した者に与える。

選挙で選出できない場合、又は立候補者がいない場合、委員内での推薦により役員を決定する。この場合、龍尾祭実行委員として龍尾祭を経験した者を推薦対象とする。

第21条 欠員補充

各役員の欠員補充は幹部 4 役のいずれかの推薦により役員候補を選出し、再度新役員のみ選挙を行う。

第22条 罷免

1. 龍尾祭実行委員会は、学友会幹部会において過半数の不信任を受けた役員を罷免する。
2. 龍尾祭実行委員会は、中央委員会において過半数の不信任を受けた役員を罷免する。

第23条 補足

龍尾祭実行委員会は、その事務処理のため同委員長の任命により事務係をおくことができる。

第7節 国際委員会

第24条 目的

国際委員会は、次の事項に関する活動をする。

- 学友会における国際交流の方針に関する事項
- 外国人留学生の学生生活に関する事項
- その他国際交流に関する事項

第25条 役員

国際委員会は、次の幹部 4 役員を以て構成する。

- 国際委員会委員長 1名
- 国際委員会副委員長 1名
- 国際委員会会計 1名
- 国際委員会監査 1名

また、上記の構成員の他に一般委員を置くことができる。

第26条 選任規定

幹部役員は、国際委員会内での立候補制の投票により決定する。

被選挙権については“国際委員会 内規/第3条 執行部員候補者の要件”の第1項、第2項に従う。

立候補者がいない場合、又は被選挙権を持つ者がいない場合、一般役員から選出する。

第27条 欠員補充

一般委員から選出する。

但し、最終決定には学友会幹部会での承認を必要とする。

第28条 罷免

国際委員会の各幹部役員について、“国際委員会 内規/第5条 不信任案“に従い、国際委員会は学友会幹部会に不信任案を提出することができる。

不信任案を受理した場合、中央委員会議長は学友会幹部会において審議を行う。

学友会幹部会において、不信任案を 2/3 以上の同意を以て不信任案を可決した場合、国際委員会は対象の役員を罷免する。

第8節 広報委員会

第29条 目的

広報委員会は次の事項について審議・活動を行う。

- 学友会活動及び学生生活に関する広報活動

第30条 役員

広報委員会は、次の幹部4役員を以て構成する。

- 広報委員会委員長 1名
- 広報委員会副委員長 1名
- 広報委員会会計 1名
- 広報委員会監査 1名

また、上記の構成員の他に一般委員を置くことができる。

第31条 選任規定

幹部4役員について、選任における制限は設けない。

第32条 欠員補充

各役員の欠員補充については、委員長に一任する。

但し、最終決定には幹部会での承認を必要とする。

第9節 新龍祭実行委員会

第33条 目的

新龍祭実行委員会は、次の事項に関する活動をする。

- 学友会公認団体の勧誘イベント（新龍祭）の企画・運営
- フロンティアスピリッツの作成

第34条 役員

新龍祭実行委員会は、次の幹部4役員を以て構成する。

- 新龍祭実行委員会委員長 1名
- 新龍祭実行委員会副委員長 1名
- 新龍祭実行委員会会計 1名
- 新龍祭実行委員会監査 1名

また、上記の構成員のほかに一般委員を置くことができる。

第35条 選任規定

幹部4役員について、選任における制限は設けない。

第36条 欠員補充

各役員の欠員補充については、委員長に一任する。

但し、最終決定には幹部会での承認を必要とする。

第10節 謝恩会実行委員会

第37条 目的

謝恩会実行委員会は、謝恩会の企画・準備・運営を行う。

第38条 役員

- 謝恩会実行委員会委員長 1名
- 謝恩会実行委員会委員会副委員長 1名
- 謝恩会実行委員会会計 1名
- 謝恩会実行委員会監査 1名

また、上記の構成員の他に一般委員を置くことができる。

第39条 選任規定

委員長は3年生以下とする。

その他の幹部4役員は、3年生を優先的に立候補制で選出する。

第40条 欠員補充

各役員の欠員補充については、委員長に一任する。

但し、最終決定には幹部会での承認を必要とする。

第11節 特別委員会

以下の機関を特別委員会として定める。

1. 諸規則改正委員会
2. 学友会幹部会で必要と認めた機関

第41条 目的

中央委員会及び学友会幹部会において、必要と認められた際に、問題解決のために設立する。

第42条 構成員

構成員に常設委員会の幹部 4 役から 1 名以上を含む。

第43条 解任

学友会幹部会において、過半数の不信任を受けた場合、特別委員会は解散する。

第2章 役員

第12節 議長

1. 中央委員会議長は学友会を代表し、会務全般を総括する。
2. 中央委員会議長は全学学生大会の招集を行う。
3. 中央委員会議長は中央委員会の代表を務める。

第13節 副議長

1. 中央委員会副議長は議長を補佐する。
2. 議長が職務を果たせない場合は会務を代行する。

第14節 会計部長

会計部長は学友会の会計を代表し、会計全般を総括する。

会計部長が職務を果たせない場合、中央委員会副議長が職務を代行する。

但し、中央委員会副議長も職務を全うできない場合、学友会援助金は凍結される。

1. 業務
 - (1) 会計部長は京都先端科学大学学友会の会計について、公平かつ適切な予算原案の作成を行う。また、執行までに関わる全般を総括する。
 - (2) 会計部長は公平かつ適切な予算原案の作成を行うにあたり、予算編成を行うことを義務付ける。
 - (3) 会計部長は学友会書庫の管理を担う。
2. 予算編成
 - (1) 予算編成とは京都先端科学大学学友会事業費及び援助金を各機関・各部に配分するための業務を指す。
 - (2) 予算編成は会計部長及び各機関の会計が行う。例外として、学友会役員のうち会計部長が認めた者の参加を認める。
 - (3) 予算編成の召集は会計部長が行う。
 - (4) 予算編成を行う際の定足数は構成人数の過半数以上とする。
 - (5) 予算編成の議決は原則会計部長が行う。
但し、必要に応じて会計部長を除く出席者の過半数の同意を以て議決できる。
3. 調査権
会計部長は必要に応じ、各機関及び各部・関係者に予算等に関する調査・ヒアリングをする。
 - (1) 各機関及び各部・関係者に対し、任意の調査権を認める。
 - (2) 中央委員会が承認した場合、各機関及び各部・関係者に対し調査権及び学友会援助金で購入した物品の差し押さえを認める。

4. 守秘義務

予算編成に出席した者は各機関及び各部・関係者より知り得た情報一切を他に漏らしてはならない。退任後も同じとする。但し、学生大会報告後の予算・決算書の内容についてはこの限りではない。

- (1) 原則として予算・決算書の総合計のみ公開とする。
- (2) 詳細な会計書類の公開は閲覧要請があった場合、申請書類に必要事項を記入し、申請理由が妥当と判断された場合において書類の閲覧及び写しを認める。
- (3) 中央委員会・予算編成構成員は詳細な会計書類の閲覧及び写しを認める。

5. 会計書類

会計書類原本の管理は会計が行い、義務とする。

- (1) 会計書類原本は永年保管とする。
- (2) 予算編成の構成員はその在任期間中、該当する年度の予算・決算書を各自管理し、次年度の構成員に引き継ぐ。

6. 罰則

予算編成に出席した機関関係者がこの細則に従わない場合、会計部長は学友会会則・細則・罰則規定に準じ、該当年度の会計マニュアルに基づき罰則を科す。

7. 補足

予算編成において、学生は学友会幹部役員以外の介入を認めない。

第15節 監査部長

監査部長は学友会の監査を代表し、監査業務全般を総括する。但し、監査部長が職務を果たすことができない場合、執行委員会監査が代行する。

1. 業務

監査部長は以下の業務を行う。

- (1) 学友会援助金の会計監査を担当し、その結果を年に1度全会員に公表する。
- (2) 但し、会員より要望があれば随時公表する。
- (3) 機関に所属する者について、業務の実態調査を行う。
- (4) 課外活動団体の活動内容を確認し、必要に応じて監査を行う。

2. 監査役員

各機関監査役員とは学友会の定める各常設委員会の監査役員を指す。

3. 会計監査

監査部長は公平かつ適切な会計監査を行うにあたり以下のことを義務付ける。

- (1) 会計監査を行う際の基準は、各機関監査役員全員が確認の上、各機関監査役全員の 2/3 以上の同意を以て承認を得る。この基準は必ず会計マニュアルに掲載する。但し、やむを得ず年度途中に変更する場合は 1 ヶ月以上前に各機関及び各部に告知を行う。
- (2) 会計監査を行う際は 1 団体につき会計部長及び各機関監査役員のうち 2 名以上で確認を行う。但し、自らが所属する機関及び部の出納帳の監査を行うことは禁止する。

4. 機関職務怠慢監査

監査部長は公平かつ適切な機関職務怠慢監査を行うにあたり、以下のことを義務付ける。

- (1) 各機関が正しく職務を全うし、機能しているかどうかを判断するために各機関に対して月次の活動報告を求める。
- (2) 監査部長が活動報告書の内容より機関および幹部役員に対して職務が全うされていないと判断した、もしくは告発があった場合、以下の手順で勧告及び処分を下す。

監査による 1 回以上の口頭注意
→改善されない場合、監査部長から書類警告 1 回(学友会幹部会にて報告)を行う。
→改善されない場合、該当機関最高責任者立会いの下、当事者への面談を行う。
→改善されない場合、監査部長は学友会幹部会に報告する。 対象となる役員が職務怠慢であると学友会幹部会で 2/3 以上の同意を以て議決した場合、罰則を与える。この際対象となる役員が所属する機関の議決権を剥奪する。

- (3) 職務怠慢と判断された役員は活動援助金を全額没収する。
すでに利用している場合は、学友会幹部会の決議から 1 か月以内に返還する。
また、役員が所属する部から罰則金として、次年度学友会援助金の 10%の減額査定を行う。

5. 課外活動団体の活動監査

監査部長が課外活動団体の活動監査を行う際は監査部長・執行委員会監査役員・文化・体育連合協議会監査役員の 3 名と監査が必要と認めた人物(任意)で監査を行うことを義務付ける。

6. 調査権

監査部長は各機関及び課外活動団体・関係者に対し調査権を認める。

監査部長は必要に応じて罰則規定の作成、追記、及びその改正を行う。

但し、改正の際には各機関監査役員のうち 2 名以上の立会を必要とする。内容の削除においてはこれを認めない。

諸規則改正委員会 2024

第16節 不信任案

不信任案は2/3以上の同意を以て可決とする。

学友会幹部役員より提出された不信任案を可決した場合、学友会幹部会は中央委員会議長・会計部長・監査部長を罷免する。

第17節 兼務

1. 幹部4役員の委員会を跨いだ常設委員会役員の兼任は認めない。
但し、全幹部役員の2/3以上が認めた場合、会計以外の兼務を認める。
2. 委員会内における会計の兼務は認めない。

第3章 諸規定

第18節 制度

新しい制度を学友会幹部会で可決した場合、議長の承認を得た翌日から施行することができる。

第19節 会計

1. 本会に所属するすべての機関は、中央委員会会計部長が示す日時までに当年度予算案を提出しなければならない。
2. 予算の配分は機関及び部の活動実績に応じ、予算編成会議を経て、中央委員会会計部長が決める。
3. 本会所属の部及び中央委員会の定める委員会は、年度末決算書を監査部長が示す日時までに提出しなければならない。

第20節 学友会書庫

学友会議長・監査部長及び各委員長・幹事長は学友会書庫の閲覧の権利を持つ。

第4章 活動補助

第21節 活動助成金

学友会幹部役員は一律3万円の活動補助金を受け取る権利を有する。

活動補助金は学友会活動に係る支出または所属する団体の活動に係る支出に充てることができる。

但し、上記の活動援助金は領収書及び詳細が明記された証明書を会計部長及び監査部長へ提出した場合のみ認める。

第22節 学友会幹部の交通費補助

学友会幹部役員が、公務の都合により移動する場合、その交通費の一部または全部を補助する。詳細は別則“学友会交通費支給ルール”で定める。

付則

2023年12月19日 施行

2024年6月12日 改正（第8条）